



DATE: 令和元年6月3日

国土交通省 天竜川上流河川事務所

リニューアル

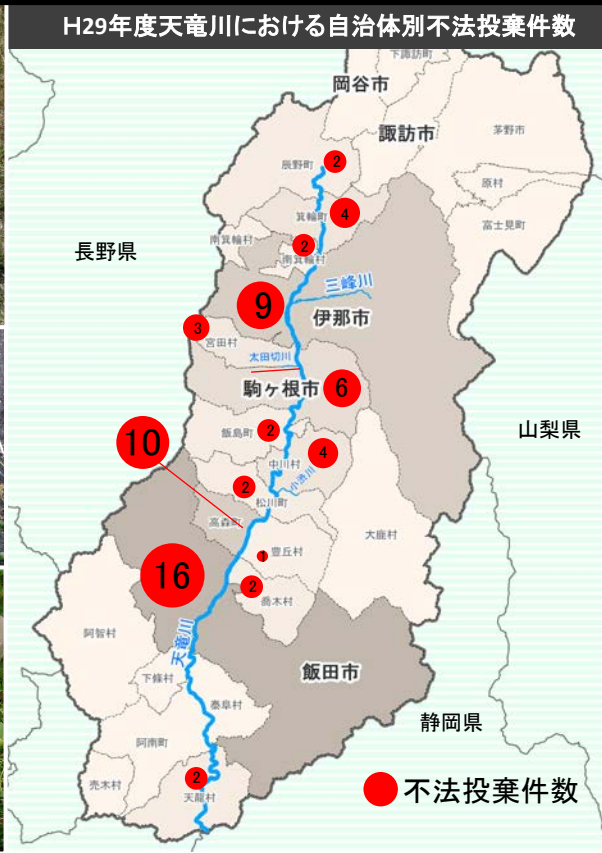
1. 件名 「天竜川ゴミマップ」が変わります。
2. 概要 天竜川上流河川事務所では、「不法投棄防止の啓発」を目的に、事務所HPにて「天竜川ゴミマップ」を掲載しておりました。
しかし、現在も不法投棄がされていることから、より一層の啓発を行うため、内容を一新しましたので、お知らせいたします。
今後、事務所HPへの掲載と合わせ、事務所・出張所で配布・掲示を行うほか、順次自治体・建設会社等に依頼していく予定です。

天竜川上流河川事務所ホームページ 「天竜川ゴミマップ」
<http://www.cbr.mlit.go.jp/tenjyo/work/gomimap.html>
3. 資料 「天竜川ゴミマップ」
4. 解禁 指定無し
5. 同時配布 このお知らせは、伊那記者クラブ、飯田市役所記者クラブ、駒ヶ根市役所記者クラブに同時配布しています。
6. 問合せ先 国土交通省 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所
副所長 矢澤（やざわ）
管理課長 石川（いしかわ）

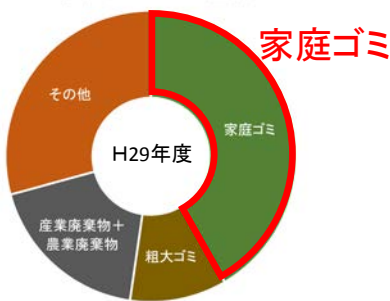
TEL:0265-81-6414(課代表)

STOP! 不法投棄

天竜川には多くのゴミが捨てられています



投棄されたゴミの種類



- ◇ 天竜川上流部のH29年度の不法投棄は65件で、特に**家庭ゴミの不法投棄が多くなっています**
- ◇ 不法投棄されたゴミの処分に、**年間60万円以上の税金**がかかっています
- ◇ 海に流出したプラスチックゴミによる**海洋生態系や人体へ影響**が懸念されています

不法投棄は犯罪です

河川への不法投棄は法律で処罰されます

- 廃棄物処理法 : 5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金
- 河川法 : 3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金

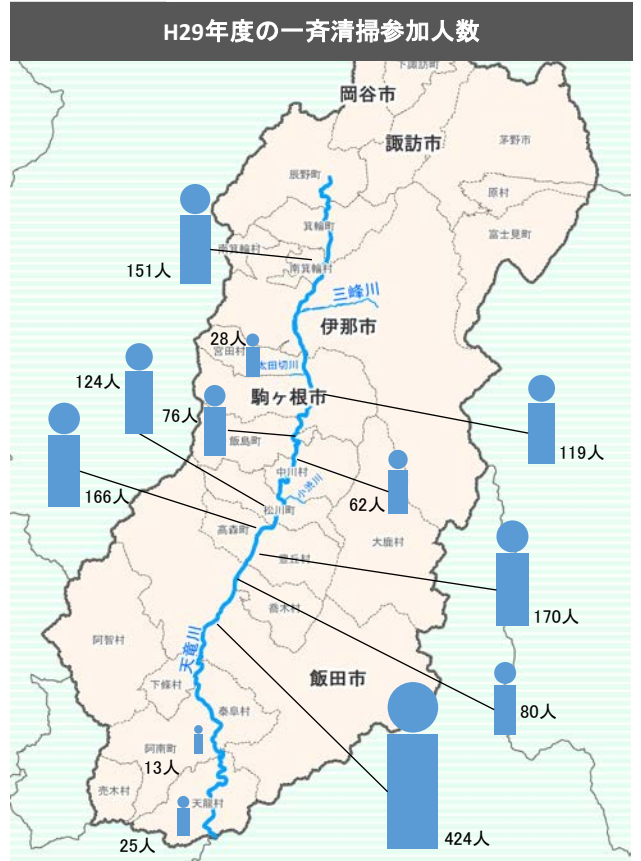
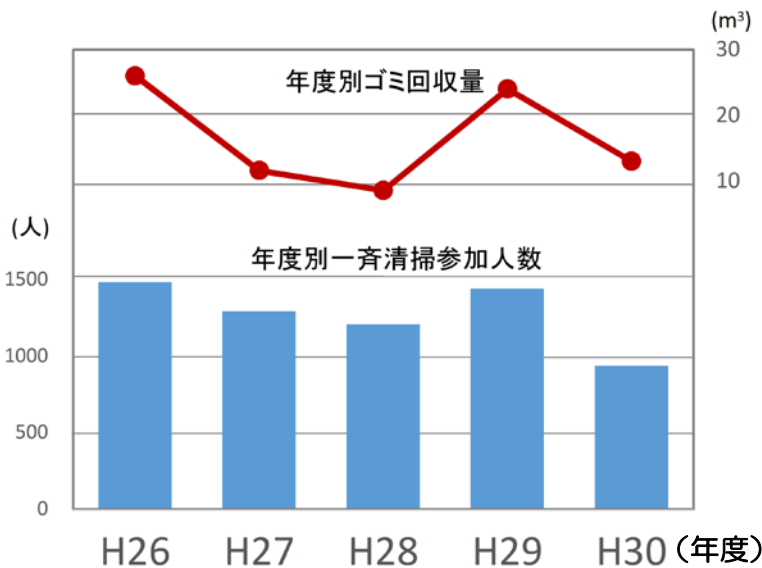
不法投棄を発見したら、すぐに天竜川上流河川事務所
または、最寄りの警察に連絡をお願いします

みんなの川を大切にしよう！

天竜川では毎年多くの方々が清掃をしています



◇河川の一斉清掃には、毎年1000人以上の人が参加し、10～25m³以上のゴミを回収しています



もっときれいな天竜川と海を目指すには
より多くの皆さまの協力が必要です

天竜川上流河川事務所は、河川の維持管理に取り組んでいます

■ 河川パトロール

河川や河川管理施設の状況把握のため、河川パトロールを行っています

■ 河川カメラによる監視

河川カメラで状況を監視し、不法投棄があった場合は、警察と協力して犯人を確認します



河川カメラ